

福岡北九州高速道路公社一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を変更する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日  
(平成30年4月1日一部変更)

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

法に基づく諸制度の調査を行い、制度に関してまとめた文書を作成して職員に掲示することで、出産を控えた職員に対して産前産後休業や育児休業をより安心して取得しやすい環境を作る。

目標2：平成34年3月31日までに、夏季休暇期間（6月1日～9月30日）の年次有給休暇の取得率（取得日数／目標日数）を90%以上とする。

<対策>

夏季休暇期間中の年次有給休暇取得率が低い部署に対して、年次有給休暇の取得を促し、取得計画を立てさせることで、年次有給休暇を取得しやすい環境を作る。

また、夏季休暇期間中は、月毎に年次有給休暇の取得率を掲示し、取得を促す。

目標3：平成34年3月31日までに、職員全員の平均所定外労働時間を1人当たり年間150時間未満とする。

<対策>

平成29年度以降、所定外労働の多い部署を中心に管理職へのヒアリング等を実施し問題点等を精査した上で、所定外労働に対する社内の意識改革や人員配置の見直しを行うことにより、所定外労働の削減を目指す。